

		光駅～ 島田市	市役所 周辺	法的 位置付け等	定義等
医療	病院	□	—	医療法 第1条の5 第1項	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
	診療所	—	□	医療法 第1条の5 第2項	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの
福祉	地域包括支援 センター	—	○*	介護保険法 第115条の 46第1項	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設
商業	大規模小売店舗 (1,000m ² 超)	◎・□	□	大規模小売 店舗立地法 第2条第2項	一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積(本計画では1,000m ² とする)を超えるもの
子育て	子育て支援 センター	—	○*	児童福祉法 第6条の3 第6項	地域子育て支援拠点事業(乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業)に基づく施設
教育	専修学校/ 各種学校	◎	—	学校教育法 第124条/ 学校教育法 第134条	専修学校:職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設 各種学校:学校教育に類する教育を行う施設(専修学校を除く)
	高等学校	—	□	学校教育法 第50条	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする施設
文化交流	交流施設	◎・□	○	地方自治法 第244条 第1項 等	住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設で、文化活動やスポーツ活動等を通じた交流を目的とする施設
	観光案内施設	◎	—	なし	主に本市の観光情報の提供などの案内を行うことを目的とする施設
行政	行政施設	—	○*	地方自治法 第4条第1項	行政事務を行うことを目的とする施設

◎:主に新規に立地を誘導すべき施設

○:主に既存の機能を強化すべき施設

□:主に既存の機能を維持すべき施設

※:行政サービス等を提供する施設であり、法定の誘導施設には位置付けない(届出対象外)